

沖縄県企業局建設コンサルタント業務成績評定審査基準

○土木設計業務等委託契約約款（現場技術業務委託は除く） 適用編

1. 総括調査員審査基準

(1) 審査方法

総括調査員は、評定趣旨を十分に理解し尊重した上で、それぞれ総合的に評定を行う。

(2) 評定点範囲

採点表（総括調査員用）の該当評価項目について、それぞれ総合的に判断して評定するものとする

2. 主任調査員又は調査員及び検査職員審査基準

評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、各評価項目の評定を行うものとする。

（評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わない）

なお、沖縄県企業局建設コンサルタント業務監督要領（平成23年6月1日付、企業 総第571号）第9条において任命された総括調査員及び主任調査員が同一の職員の場合は、主任調査員に代えて、調査員が審査を行えるものとする。

3. 事故等による減点等

(1) 事項等による減点

当該業務遂行中に受託者に起因する事故等が発生し指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表-1を参考として15点まで減点することができる。

別表-1 受託者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区分	口頭注意	文書注意	指名停止1ヶ月まで	指名停止が1ヶ月を超える
審査点	-3点	-5点	-10点	-15点

【適応事例】

- ・ 入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。
- ・ 発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は継承、公開した。
- ・ 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・ 一括再委託、請負を行った。
- ・ 打ち合わせ協議または、検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ・ 当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- ・ 当該業務において安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた業

務関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

(2) 瑕疵修補及び損害賠償による減点

成果品に、受託者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約書のかし担保条項等に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表－2を参考として20点まで減点することができる。ただしここでいう瑕疵修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。また、沖縄県企業局建設コンサルタント業務成績評定要領（以下「評定要領」という。）第7条に定める評点の結果の通知後に当該事象が発生した場合は、評定要領第8条に定める評定の修正を行うものとする。

別表－2 瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区 分	瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により瑕疵修補又は損害賠償の実施
考查点	－10点	－20点

(3) 低入札価格調査における虚偽説明等による減点

低入札価格調査における虚偽説明等により業務成績評定点を減点する場合は、当該業務の総合評定点に対して、別表－3を参考として10点まで減点することができる。また、評定要領第7条に定める評定の結果の通知後に当該事象が発生した場合は、評定要領第8条に定める評定の修正を行うものとする。

なお、この場合、評定要領別記様式第1及び第2に定める委託業務等成績評定表及び委託業務等成績評定通知書別表においては、「その他（低入札価格調査における虚偽説明等による減点）」として記入するものとする。

別表－3 低入札価格調査における虚偽説明等が明らかになった場合の減点

区 分	調査対象者の故意又は重大な過失による虚偽説明等の場合
考查点	－10点

4. 「単純調査業務」について

「設計共通仕様書」第1204条及び第1205条に規定する「調査業務、計画業務」のうち、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等について、「単純調査業務」と定義する。なお、「単純調査業務」の対象業務については、以下に示す例を参考とされたい。

・「単純調査業務」の例

- 単純なデータ収集整理業務
- 単純なデータ処理業務

- 書類編集的な業務
- 文献収集業務
- 水理・水文観測業務
- データ加工業務（降雨解析等）
- 補償数量の算出
- 工事記録等資料の分類・整理
- 工事図面集、写真集等の作成
- 一般的な現地踏査
- 一般的な交通量観測業務
- 台帳整理等を目的とした資料収集業務
- クラック等変状の計測調査
- 施工関連資料の収集整理
- 定期的なデータメンテナンス
- 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析方法が J I S 等で規定されている測定業務

5. 適用する採点表について

(1) 業務種類別の適用採点表

ア 「地質調査、単純調査業務、測量業務」採点表

評定要領第2条第1号に規定する業務のうち単純調査業務に適用する。

イ 「調査業務、計画業務」採点表

評定要領第2条第1号に規定する業務（単純調査業務を除く）に適用する。

ウ 「設計業務」採点表

評定要領第2条第1号に規定する業務に適用する。

(2) 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

対象業務が、「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」のうちの複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の考査をもって評価点とみなすものとする。

ここで、「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」の3者のうち複数の業務にまたがる場合の「主たる業務」の取扱いについては、以下を参考とされたい。

- ・ 「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」対象部分のどれかが500万円を越えるときには、その業務を「主たる業務」とみなすものとする。
- ・ 「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」対象の複数が500万円を超えるとき、もしくはどれもが500万円を超えない

場合には、業務の目的、金額を勘案して「主たる業務」を1つ選定するものとする。

これらの取扱いは、監督（調査）員及び検査職員で統一するものとする。

(3) 採点表の選定について

対象業務が複数にまたがる場合の取扱いや単純調査業務の選定は、調査職員が決定する

6. 総合評価点について

総合評価点を算出する際には、対象業務に応じて各評価項目ごとに以下の重み付けを考慮する。

評価項目		地質調査、単純調査等業務、 測量業務				調査業務、計画業務				設計業務				
		業務 評価	技術者評価 ^(※1)			業務 評価	技術者評価 ^(※1)			業務 評価	技術者評価 ^(※1)			
			管理 又は 主任	担当	照査		管理	担当	照査		管理	担当	照査	
専門 技術力	提案力、改善力	2	2	2	—	2	2	2	—	2	2	2	—	
	業務遂行技術力	4	4	4	—	4	4	4	—	4	4	4	—	
	施工時 への 配慮 ^(※2)	概略設計 予備設計	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—
		詳細設計	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—
	コスト把握能力 ^(※2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—
管理 技術力	工程管理能力	2	2	—	—	2	2	—	—	2	2	—	—	
	品質管理能力	2	2	—	2	2	2	—	2	2	2	—	2	
	迅速性、弾力性 調整能力	1	1	—	—	1	1	—	—	1	1	—	—	
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性	1	1	1	—	1	1	1	—	1	1	1	—	
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観	2	2	2	—	2	2	2	—	2	2	2	—	
成果品の品質		7	7	4	1	7	7	4	1	8	8	5	1	
合計		21 (100%)	21 (100%)	13 (100%)	3 (100%)	21 (100%)	21 (100%)	13 (100%)	3 (100%)	24 (100%)	24 (100%)	16 (100%)	3 (100%)	

注) 1. 技術者評価は、監督職員又は調査職員の確認を受けた上で業務実績情報として登録された技術者を評価の対象とする。

2. 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評価の対象とする。

参考：採点上の補足

1. 業務執行に係る過失に伴う減点について

採点表の評価細目で「その他」を選択する場合は、その理由を記載する。

以下、例を示す。

（業務実施上の過失の評価例）

- ・その他（プロポーザル方式又は総合評価落札方式において契約図書に反映された技術提案の実施が不十分であった。）
- ・その他（総括調査員の再三の指示にもかかわらず、改善されなかった。）

2. 高度な技術レベルが求められる場合等について

採点表の評価細目で、“高度な技術レベル” “難易度の高い業務” の項目があるが、これに関しては「知識」の高い業務かつ、又は「構想力・応用力」の高い業務を指す。以下、標準的な業務内容に基づいた例を示す。

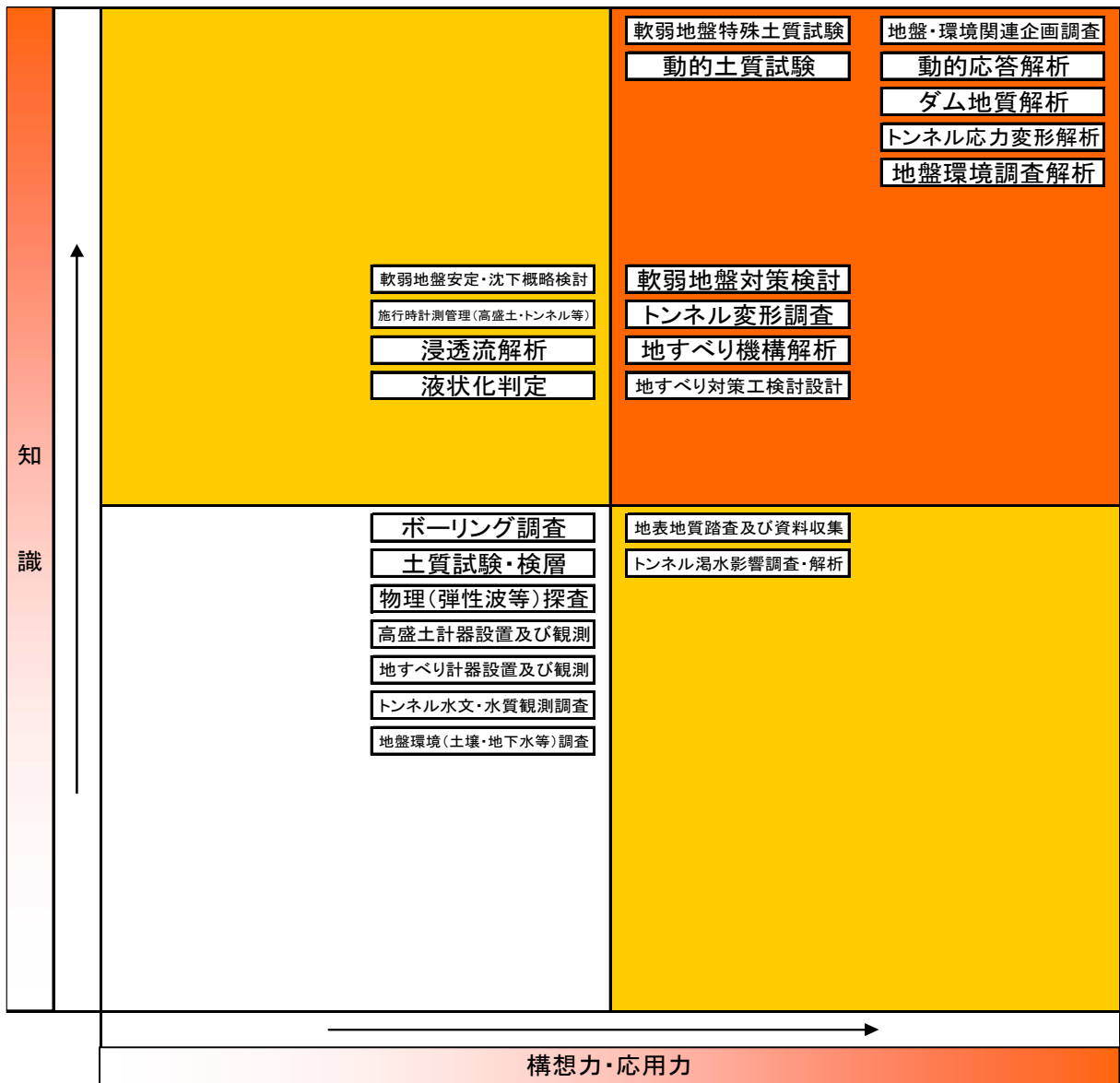


図 地質調査の例

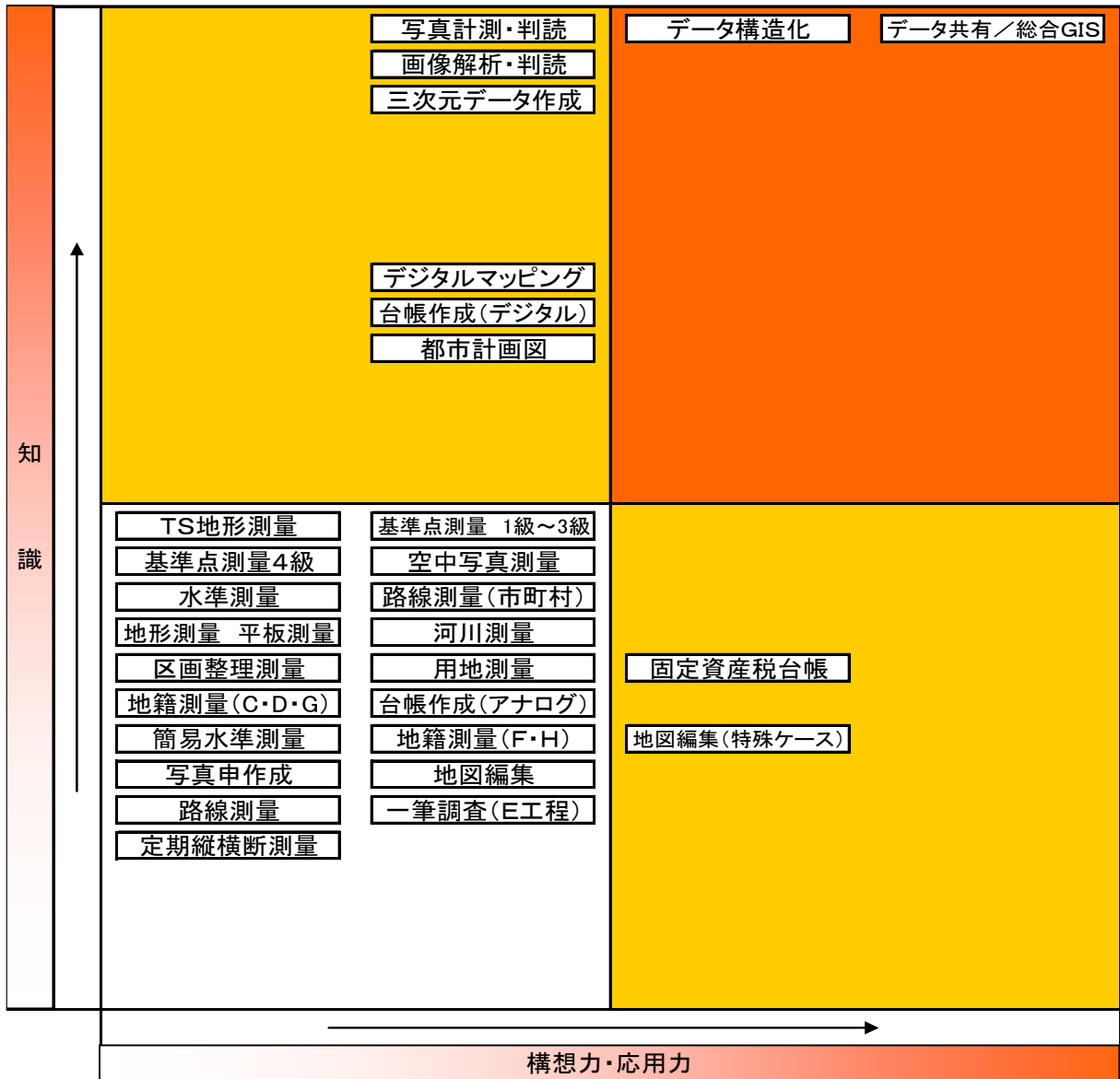


図 測量作業の例



図 水道事業に係る調査・計画・設計業務の例